

令和 8 年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験取扱要領

令和 8 年 5 月 2 8 日
総合教育政策局長決定

I 一般的事項

1 願書受付について

平成 1 6 年度より、受験希望者が文部科学省に直接出願する方法に変更している。これにより、受験希望者から都道府県教育委員会に出願書類の提出があった場合は、教育委員会経由で文部科学省に提出せずに、受験希望者から直接文部科学省に提出するよう指導すること。

2 受験資格について

認定試験を受けることのできる者は、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（以下「認定規則」という。）第 3 条に規定する者であること。

なお、受験資格について疑義のある者の取扱いについては、文部科学省に照会すること。

3 証明書について

(1) 就学義務猶予免除者については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会において就学義務の猶予又は免除を受けた旨の証明書（様式（1））を作成し、交付すること。

(2) 実施要項の 3（2）の受験資格を有すると考えられる受験希望者については、市町村教育委員会において中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由がある旨の証明書（様式（2））を作成し、交付すること。

なお、事由については詳しく記載すること。

4 試験場について

認定規則第 4 条第 2 項の規定による試験場において受験することを希望する者がある場合は、当該出願者の障害の程度、試験場への交通事情等を考慮し、やむを得ないと認められる場合に追加設定すること。この場合、できる限り多くの者がまともに受験できるよう、場所の選定及び出願者の指導に当たること。

また、試験場は学校等公共の施設に限るものとする。

5 点字による受験者について

出願者のうち、視覚障害者で点字による試験を希望する者（以下「点字受験者」という。）に係る試験に関しては、次のとおりとする。

(1) 点字受験者の試験時間は次のとおりとし、その旨受験者に文部科学省より通知する。

点字受験者の試験時間割

区 分	午 前		午 後		
	国 語	社 会	数 学	理 科	外国語 (英語)
時 間	10 : 00	11 : 20	13 : 20	14 : 40	16 : 00
	～	～	～	～	～
	11 : 00	12 : 20	14 : 20	15 : 40	17 : 00

(2) 点字受験者に対しては、試験当日、点字板又は点字タイプライター及び視覚障害者用そろばんを携行するよう文部科学省から指導する。

6 障害による試験方法等の特別の配慮について

障害のため試験方法等に特別の配慮を希望する者があるときは、当該出願者の障害の種類や程度等実情に応じ、特別の配慮を要すると認められる場合に、公平・公正な試験実施を阻害しない範囲内でその試験方法等を定めるものとする。

II 出願の期間

令和8年6月22日（月）から同年8月21日（金）までの期間とすること。出願書類は、令和8年8月21日（金）までの消印があれば有効とする。

III 受験票の交付

- 1 実施要項の3（1）、（3）又は（4）の受験資格を有する受験希望者については、出願書類に不備がない場合、これを受理し、文部科学省より受験希望者に直接受験票を交付する。
- 2 実施要項の3（2）の受験資格を有すると考えられる受験希望者については、受験資格の有無を文部科学大臣が判断し、受験資格を有する場合、文部科学省より受験希望者に直接受験票を交付する。

IV 文部科学省から出願書類等の送付

出願期間終了後、文部科学省において出願者を取りまとめ、以下の書類を10月中旬までに受験地の都道府県教育委員会に送付する。

- ① 出願者一覧
- ② 受験者票（原本）

V 試験の施行準備等について

- (1) 試験問題の管理には十分に注意し、試験問題に関する情報を絶対に外部に流出させないこと。保管については施錠可能な場所で行い、仕分け作業についても外部の者が立ち入らない場所で行うこと。
- (2) 試験の監督者については、障害の種類や程度等実情に応じ、特別支援学校の教員を充てることができるよう配慮すること。
- (3) 点字受験者については、試験場を他の受験者とは別室において試験を行うよう、その施設及び監督者について配慮すること。

【本件問合せ先】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
認定試験第一係・認定試験第二係

T E L 03-5253-4111(内線 3267・2024)

e-mail k-shiken@mext.go.jp